（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	宮城県昭和万葉の森
指 定 管 理 者 の 名 称	株式会社　万葉まちづくりセンター
施 設 所 管 部 課 (室)	環境生活部　自然保護課

1．当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年4月 ～ 平成21年3月	指定管理者	株式会社　万葉まちづくりセンター	
平成21年4月 ～ 平成24年3月	指定管理者	株式会社　万葉まちづくりセンター	
平成24年4月 ～ 平成29年3月	指定管理者	株式会社　万葉まちづくりセンター	
平成29年4月 ～ 令和4年3月	指定管理者	株式会社　万葉まちづくりセンター	
令和4年4月 ～ 令和9年3月	指定管理者	株式会社　万葉まちづくりセンター	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2．現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	株式会社　万葉まちづくりセンター
	所在地	黒川郡大衡村松の平三丁目4－34
指　定　期　間	令和4年　4月　1日 ～ 令和　9年　3月31日 （　5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3．施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	宮城県昭和万葉の森	
所　在　地	黒川郡大衡村大衡字平林117番地	
設　置　年　月	平成元年　4月	
根　拠　条　例　等	県民の森等の設置及び管理に関する条例	
設　置　目　的	万葉植物を通じて歴史・文化・自然科学等の学びの森とすると共に、森林浴による健康増進の場として広く県民の利用に供する。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	226，500㎡
	構　造	万葉の館：集会棟（木造平屋276.76㎡）・展示棟（木造平屋136.84㎡） 森林公園：あかまつ林（6.0ha）・落葉広葉樹林（16.65ha）・遊歩道（5，659m） 駐車場（1，992㎡）
	内　容	万葉の館（集会棟、展示等） 野外トイレ2棟（うち1棟は身障者用） 駐車場
開　館　（　所　）　日	通年（年末年始：12月28日～翌年1月4日を除く）	
開　館　（　所　）　時　間	午前9時～午後4時30分（4月1日～10月31日）、午前9時～午後4時（11月1日～翌3月31日）	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	（1）昭和万葉の森の管理運営に関すること。 （2）昭和万葉の森の維持管理に関すること。 （3）昭和万葉の森の施設利用に関すること。	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	■ 有　□ 無
	利 用 料 金 の 名 称	・入園料につきましては無料で、広間及び茶室の使用については有料。（減免制度あり） ・自主事業のイベント等は材料費程度、保険料の参加費を徴収しております。

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	357 日	357 日	357 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	50,000 人	38,593 人	40,357 人	80.7%	104.6%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
来園者数	40,000 人	38,456 人	40,247 人	100.6%	104.7%
館・茶室利用者数	10,000 人	137 人	110 人	1.1%	80.3%
合　　計	50,000 人	38,593 人	40,357 人	80.7%	104.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	12,191	12,290	12,425	101.9%	101.1%
利用料金収入	100	1	8	8.0%	800.0%
その他	230	23	676	293.9%	2939.1%
収 入 計 (a)	12,521	12,314	13,109	104.7%	106.5%

(2) 支出

人件費	9,017	8,768	12,356	137.0%	140.9%
施設管理費	1,575	1,557	1,854	117.7%	119.1%
事業運営費	1,679	1,279	1,297	77.2%	101.4%
その他	250	16	41	16.4%	256.3%
支 出 計 (b)	12,521	11,620	15,548	124.2%	133.8%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	694	-2,439	-	-351.4%
前期繰越収支差額	0	0	694	-	-
次期繰越収支差額	0	694	-1,745	-	-251.4%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

自主事業の収支実績	収入	支出	収支	備考
	11	41	-30	自主事業に係る資材費・保険料等

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	・電気施設 →職員による日常点検の実施と東北保安協会の定期点検を実施。 ・機械 →使用マニュアルによる整備点検の実施。 ・防災 →消防防災訓練等の実施、夜間等の警備については、警備会社	・当社による日常点検の実施、電気防災、保安につきましては、委託契約を結び計画のとおり実施した。 ・管理作業で使用する機械等は、使用マニュアルに基づいた点検及び整備・修理を当社職員の農機具整備士により実施しました。	A	管理施設の各種保守点検や館内展示物の設備機器が適正に管理されるとともに館内の清掃も行き届いており、高く評価できる。 発見した異常や修繕必要箇所については、引き続き県と情報共有を行うとともに、施設の状態把握に努められたい。	A
	収支実績	・「最小限の経費で最大限の効果」を目標にしましたが、全国的な賃金高騰を受け弊社でも従業員の賃上げ対応にあたった。また指定管理を受けた時に、管理職、本部社員も含んでおり、そのことを踏まえて収支を出した。	・令和4年度の指定管理を受けてから県からの賃金内に納めることが難しかった。 ・令和8年にも全国的に賃金が上がることが考えられ、そのことを踏まえて県と話し合いをしていきたい。	B	人件費や物価が高騰する中、厳しい運営を強いられているが、目標の「最小限の経費で最大限の効果」の達成を目指すとともに利用料などの収入をさらに得るための取り組みに努められたい。	B
効率性	管理運営体制	・通常体制は、2名体制とし自主事業の観察会の実施時は3名体制で管理業務を実施。 ・施設維持管理上で人手が必要な場合は当社現場事務所からの作業班が作業を実施。（園内全体除草、危険木伐採、倒木処理、遊歩道補修等）	・自主事業の自然観察会時は自然観察指導員2名体制で実施及び特別講師による観察会を計画して実施しました。 ・施設管理の園内全体除草、危険木伐採、倒木処理、遊歩道の整備補修については当社の現場事務所作業班が作業を実施しました。	A	チェーンソーを用いた伐採業務は危険を伴い2名体制は最低限必要であり、観察会でも参加人数に応じて複数名での対応が必要になる。 施設管理及び各種事業等に職員が鋭意取り組んでおり、適正な管理運営がなされていると高く評価できる。	A
	人員体制	正規　1 人　非正規　7 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	・来園者の方々への開花情報の写真入り掲示坂を万葉の森駐車場と管理棟前に設置し、随時草花の開花時に更新展示をおこなう。 ・リピーターの誘導策として、各種イベント情報、開花情報等を希望者の方へ発送。 ・感染症予防のために観察会参加者に対し	・駐車場及び管理棟前の写真による開花情報掲示板の随時更新を実施しました。 ・年度当初に、各種イベント情報、開花情報等を希望者の方のみ発送しました。 ・感染症予防対策で消毒液、体温チェック用非接触カメラでの確認を行いました。	A	日々変化する施設内の情報を写真により掲示するとともに郵送での発送作業による周知で集客を図るなど現行の人員体制で運営業務が効率よく実施されており、高く評価できる。	A
有効性	利用実績	・来園者数 →　40,247人 内、館利用数 →　　110人 茶室利用数 →　　0人	・新聞、テレビ、タウン誌等に開花状況・イベント情報の情報提供をおこないました。 ・新型コロナ感染より多少ですが万葉の館の利用がありました。 万葉の館（広間）→ 6回　1 10名　万葉の館（茶室）→ 0回　0名	A	利用者数は前年度比で増加となった点は高く評価できる。しかしながら、施設利用数は前年度比で減少している現状を踏まえ、引き続き利用者の増加へ向けた取り組みに努められたい。	A
	利用者サービスの向上	・河北新報、大崎タイムズなど各新聞社、各種イベント情報誌等に各イベント情報の掲載依頼の実施。 ・山ゆりの開花情報 ・実施イベントの情報	・駐車場に開花情報写真入り看板の設置、管理棟入り口に同じく写真入り看板、管理棟内には、万葉の森の四季の草花の写真入り看板の更新を随時おこないました。 ・万葉の館周辺の落ち葉清掃、遊歩道の雨での浸食等整備をこまめにおこなった。 ・新聞社・テレビ等に開花情報等（山ゆり等）の情報提供をしました。	A	新聞及びイベント情報誌等のマスメディアを上手く活用して情報を提供するとともに館内掲示看板の情報を随時更新して対応するなど、利用者のニーズを的確に捉え、創意工夫を凝らした取り組みを展開している点は高く評価できる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	・苦情はない。	・令和6年度よりの要望として集会棟利用者の方より畳敷きで座布団での利用が身体的に非常に辛いのでテーブル、椅子はないのでしょうかと要望があります。	A	利用者からの苦情は無く、要望に対して真摯に向き合っている点は高く評価できる。県としても他の事例等を共有するなど積極的に支援を行っていく。	A
その他	県民の平等利用	・県民の皆様に広く親しまれるよう、テレビ、ラジオ、新聞、タウン情報誌等に情報提供できるようPRする。 ・県民の平等利用の確保のために、憩いの場、健康増進の場、自然科学の学びの場等として来園者の方々に楽しんでもらうよう「おはようございます。こんにちは等」の挨拶を行い、明るく元気に誰にも声がけを行ってきた。	・月一度の万葉の森全体ミーティングで来園者のためにを考え、全員で話し合いを行ってきた。 ・業務日誌に引き継ぎ事項等を記載し来園者の方々に注意喚起する内容等の確認しながら仕事にあたった。	B	多様な利用者への平等性を確保するため、全体ミーティングの実施や業務日誌による引き継ぎなどに取り組んだ点は評価できる。	B
	安全対策	・強風時の枝落下による事故防止のため職員による「一声運動」の実施と頭上注意看板の増設をおこなう。 ・危険木の伐採撤去等の実施。（直営作業）	・強風時の枯れ枝落下の頭上注意喚起とし来園者の方々に一声運動と頭上注意看板の設置及び風速8m以上の場合はお成り山を通行止めの処置を実施しました。 ・遊歩道沿いの危険木伐採処理等を実施しました。（全体で危険木45本を伐採処理を実施）	A	事故を未然に防ぐため、危険木の伐採撤去に取り組むとともに利用者への声がけや看板設置による注意喚起、独自に通行止めを行う風速設定を行った点は高く評価できる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	・個人情報保護規程 （趣旨）第1条 この規程は、万葉まちづくりセンターの事務業務に係わる個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益の侵害の防止をを図るため、個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。	・自主事業等の参加名簿については、個人情報が記載されている為外部持ち出し禁止で事務所書庫に適切に保管している。 ・イベント情報、開花情報の案内状送付については希望者のみの発送としております。	A	独自の規程を設けて適正に管理されており、高く評価できる。	A
	自主事業の実施	・特別講師による観察会を3回と当社職員による自然観察指導員の観察会3回を計画しましたが7月よりの「クマ出没警報発令」発令により3回の観察会等を中止としました。	・特別講師による観察会を3回と当社職員による自然観察指導員の観察会3回を計画しましたが7月よりの「クマ出没警報発令」発令により特別講師の観察会1回、当社職員による観察会2回の実施となり3回の観察会等を中止としました。	B	様々な状況が発生することを想定し、多様な事業（屋外or屋内、大人数or少人数など）に取り組むことを期待したい。	B
	その他の取組	・樹木等銘板の増設。 ・冬期間の来園者のための駐車場及び主だった遊歩道の除雪。 ・雪のある時期を除き昭和万葉の森にも、イノシシが出没しユリ根等の食害が発生している。その対応として、掘られた穴の埋め戻しや防護のテープを張り、対応にあたっている。	令和7年度の冬期間は雪の積雪量は例年より少ない積雪量でした。侵入通路及び駐車場、遊歩道の除雪作業を実施いたしました。 ・朝夕の巡視時間を長くし獣の出没状況やイノシシ被害等を検証し、その対応に全員であたっている。 ・県として、獣対応策を考え指導してほしい。	A	利用者のための樹名板の増設や観光資源であるユリを守るための獣害対策などの環境整備に取り組んでおり、高く評価できる。	A
総　合　評　価			・園内の環境整備（全体除草、四阿周辺除草、遊歩道の除草、水路、橋等の整備遊歩道沿いの危険木伐採、景観を損なう倒木処理、清掃、樹木等の銘板の増設）を実施しました。 ・強風時の危険防止のために危険な枝除去及び強風時頭上注意看板設置並びに8mの強風時の通行止めの処置の実施。	A	誠実な管理運営が行われるとともに、利用者のための様々な努力や工夫に取り組まれており、高く評価できる。 今後は、更なる当該施設の利用率と認知度を向上させるとともに経済性を高めることに努められたい。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	・集会棟（広間）の照明器具が開園当時からの照明器具で6年度で蛍光灯不良で交換をおこなっておりますが、蛍光灯の製造が各メーカーで製造打ち切りとなるとの事ですので照明器具のLED化をお願いいたします。 ・管理棟及び集会棟のトタン葺き屋根ですが建築後の経年劣化が進んでおり強風時の屋根の母屋が飛ばされる様になり修繕が必要になります。	・照明器具のLED化については、適宜交換が図られるように予算等の調整を行う。 ・老朽化した施設の対策は、必要な修繕等について、指定管理者と協議の上、対策を検討し、順次修繕を行う。 ・獣害対策については、電気柵の設置等、指定管理者と調整を行い対応を検討する。 ・クマ対策として、園内での危険周知が図られるように指定管理者と放送設備機器の設置を検討する。